

2020年8月18日

WA 規則第 143 条 (TR5:シューズ) のルール再改訂における日本国内での適用について (通知)

公益財団法人日本陸上競技連盟
専務理事 尾縣 貢

8月15日付けで発信した「WA 規則第 143 条 (TR5:シューズ) のルール再改訂」における日本国内での対応について関係委員会による協議により、以下の次のように適用いたします。

記

(1) 2020年11月30日までは移行期間として主催者の判断で改正規則を適用するかどうか決定する。(主催者の判断で WA 規則を適用しても良いし、しなくても良い。)

ただし日本陸連公認競技会のリザルトはすべてが WA への申請対象となるので、WA 規則を適用しないで開催される競技会は、どの競技者が規定外のシューズを使用していたかリザルトに注記すること。リザルトに注記がなく、後日、規定外シューズの使用が判明した場合、対象レースに出場した全選手の記録が WA のデータ上「Uncertified (非公認)」となる可能性がある。ただしこの文書の発信日までに開催された競技会リザルトへの注記なしは不問とする。

※WA は、感染症の世界的流行の影響を考慮し 2020 年 4 月 6 日以降、11 月 30 日までのリザルトを凍結しており、この期間中の各参加標準記録やワールドランキングの対象外となっている。

(2) WA 規則改正前 (2020 年 7 月 27 日まで) に開催された競技会で、改正規則における“規定外”シューズで出された記録について、下記、すべてで公認記録として認める。規定外シューズであったか否かは不問であり、リザルトへの注記も不問。

① 日本記録 ② 日本ランキング ③ 日本陸連主催競技会の参加標準記録

(3) WA 規則改正後の移行期間中 (2020 年 7 月 28 日～11 月 30 日) に開催された競技会で“規定外”シューズで出された記録について、下記、すべてで公認記録として認める。

① 日本記録 ② 日本ランキング ③ 日本陸連主催競技会の参加標準記録

ただし、(1)にあるよう未記載の場合、WA のデータでは「Uncertified (非公認)」として扱われるため、主催者として WA 規則を適用しない場合は、シューズの計測体制を取らなくてはならない。計測体制が取れないのであれば WA 規則を適用し、規定外のシューズでは競技できないことを明言すべきである。ただし、WA 規則適用であっても必要に応じた厚さチェックは必要である。

(4) 2020年12月1日以降は国内の全ての公認競技会において改定された WA 規則を適用する。

本件に関する問い合わせは下記、担当者までお願い致します。

日本陸上競技連盟事務局 関 TEL:050-1746-8410 E-mail:seki@jaaf.or.jp